

※協同組合 第 7 号議案 (添付資料)

工業組合長崎支部 第 6 号議案(添付資料)

役員定数定款変更理由書(案)

1. (役員の数等)

第 24 条の (1) 理事 6 人以上 8 人以内については、本組合の強化と円滑な事業運営を期するため、理事の定数を 7 人以上 9 人以内に変更する。

定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

新条文	旧条文
第 24 条  (役員の数等) 第 24 条 役員の数等は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>7 人以上 9 人以内</u> (2) 監事 2 人又は 3 人  <u>2</u> 第 8 条第 2 項各号の一に該当する者は、役員になることができない。  以上	第 24 条  (役員の数等) 第 24 条 役員の数等は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>6 人以上 8 人以内</u> (2) 監事 2 人又は 3 人  <u>2</u> 第 8 条第 2 項各号の一に該当する者は、役員になることができない。  以上

理事者の補充について(案)

※(理事者の補充について)

定款変更 役員定数の変更に伴い、本組合の強化と円滑な事業運営を期するため、定款第 31 条の規定に伴い、理事会推薦として補充理事者として下記の者を推薦する。

理事会推薦役員候補氏名	会社名
福田 幸則	有限会社 福田電設